

## 鳥取市人権施策基本方針第3次改訂の市民政策コメントについて

**1. 市民政策コメントの実施状況**

- (1)実施期間 令和5年11月1日(水)～令和5年11月20日(月)
- (2)周知方法 報道機関、とっとり市報、鳥取市公式ホームページ、鳥取市行政情報番組(びよんびよんネット)
- (3)募集方法 郵送、持参、FAX、電子メール、鳥取市公式ホームページ(とっとり電子申請)
- (4)応募結果 応募意見数11件(応募者数5名)
- (5)意見の内容および意見に対する市の考え方 別紙参照

**2. 今後のスケジュール**

- 令和5年12月20日 第4回協議会で答申案について協議
- 令和5年12月下旬 パブリックコメント結果について市ホームページに掲載
- 令和6年1月16日 答申
- 令和6年2月 鳥取市人権施策基本方針第3次改訂公表(市報3月号)
- 令和6年3月以降 鳥取市人権教育協議会発行「つなぐ」、第3次改訂リーフレット、ラジオ等で市民に周知

「鳥取市人権施策基本方針第3次改訂(案)」に対する市民政策コメントで提出された意見及び意見に対する鳥取市の考え方

1. 実施期間: 令和5年11月1日(水)～11月20日(月)  
 2. 意見・提案等の総数: 5人(11件)

意見No.	項目	意見	意見に対する市の考え方(案)
1	第4章 さまざまな人権問題の取り組み  ○同和問題(部落差別)	○同和問題(部落差別) この表記の変更を求めます。→○部落差別問題へと。 理由 第2次改定時、部落差別解消推進法が施行されていましたが、まだなじみがないということで、両立表記で、また、法務局の表記と併せということとなりました。しかし、部落差別解消推進法から7年という年を経ました。もう馴染んでいる状況だと思われま。表題は、内容を表しますので、変更を求めています。	法務省では「部落差別(同和問題)」と表記され、鳥取県人権施策基本方針第4次改訂(令和4年2月)では「同和問題(部落差別)」とされており、全国的にも統一されていない状況です。施策を推進するにあたり、市民に理解を得やすい表記とするよう、第2次改訂と同じ表題とさせていただきます。今回いただいたご意見は参考とさせていただきます。
2		3行目 住環境を中心におおむね改善されました。とありますが、新たな課題も生じています。そこで、次のような記載を求めています。 →住環境改善の取り組みによって改善は進んできましたが、同和对策事業で建てられた施設の老朽化や鳥取市の公的施設の廃止等により使用されなくなった施設が放置されている問題など、新たな課題が生じています。	公共施設等の老朽化が進み「公共施設の更新問題」が大きな課題となる中、「鳥取市未利用財産の利活用についての方針」や「鳥取市公共施設再配置の推進に向けた取組方針」にもとづき検討を進めているところです。今回いただいたご意見を参考としながら取組を進めてまいります。
3		1行目 国民の正しい理解は進んでいると認められるもの とありますが、正しい理解とは何を指すのでしょうか？ →正しい理解ではなく、差別が許されるものでないとの理解が進んでいるような結果ではありますが、同じ調査での、学習をしたことがない人の増加やインターネットにおける差別の状況を見ると、正しい理解の促進が求められる結果となっています。	インターネット上の問題も含め、同和問題(部落差別)の解消に向けた啓発活動を継続して実施し、社会全体で理解と認識を深めていく取組が必要です。人権について正しい認識を持ち、問題を理解し、差別や偏見を助長しないよう、粘り強く取り組んでいくことが必要と考えます。
4		(2)施策の推進方針 1行目 「差別をしない、許さない」だけでなく、 →「差別をしない、許さない、なくしていく」へ。	差別や偏見、人権侵害のない社会の実現をめざすため、同和問題(部落差別)の解消に向けて取り組むこととしています。 今回いただいたご意見を参考とし、今後、検討を行っていきます。
5		(2)施策の推進方針 ⑤相談体制の充実を図るとともに、相談員の人材育成に取り組めます。 →賛成ですが、部落差別の現実や今までの取り組みを見直して、具体的に提起して欲しいことを要望します。	現在、中央人権福祉センターでは、人権に関わることをはじめ、生活上の様々な相談をお受けし、専門相談員(カウンセラーや弁護士)が問題解決のための支援も行っています。今後も個々の状況に応じた適切な支援を行えるよう取り組んでいきます。
6		(2)施策の推進方針 ⑥本人通知制度 一層の周知を図ります。 変更を求めます。 →一層の周知を図るとともに、戸籍等の不正取得を防ぐ制度等の研究を行います。	本人通知制度は、戸籍等が取得されると本人へ通知するもので、戸籍等の不正請求を抑止し人権侵害や個人情報悪用した権利侵害を防止するものです。住民基本台帳法では、不正取得を防止するため偽りの請求をした場合は罰則が課せられます。今回いただいたご意見は参考とさせていただきます。

意見No.	項目	意見	意見に対する市の考え方(案)
7	○性的マイノリティの人権問題	(2)施策の推進方針④ →行政機関だけの取り組みではなく、民間団体や企業等へも取り組みを広げていきます。へ変更を求めます。	(2)施策の推進方針①では、民間団体や企業等も含め、まずは教育・啓発に努めることとしています。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づく啓発を進めることで、多様性への理解増進が図られ、民間団体や企業への取組が広がっていくものと考えます。
8	その他	現在、ウクライナとロシアなどいまだ世界各地で戦争がおこっており世界平和に至る道は遠く感じます。また、日本国内でも家族同士での殺人事件や虐待や様々な悲惨な事件が毎日の様に報道され心が痛むばかりです。 残念な事に私が住むこの鳥取市においても例外ではなくなってきました。 しかし、私たちは人間と言う立場では同一であり、それぞれの心から、主義思想や宗教の違いから起こる差別や偏見、憎悪などの負の気持ちを無くし、一人一人がお互いを尊重し思いやりをもって接していこうと努力することで少しずつ人間関係が良き方へ変わり争いをなくしていけるのではないのでしょうか？	思想や宗教に関しても人権尊重の基本理念に含まれているものと認識しており、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権施策の推進に努めます。
9	その他	昨今、新興宗教を信仰していることや信仰している方と係わっていること等を理由に、差別的な扱いや精神的な苦痛をうけている事例を見聞きするようになりました。 この度の鳥取市人権施策基本方針第3次改訂(案)には、思想や宗教による人権問題が含まれていませんので、これを機に追加すべきと考えます。	思想や宗教に関しても人権尊重の基本理念に含まれているものと認識しており、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権施策の推進に努めます。
10	その他	鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例第2条「市の責務」として、思想や宗教の分野においても、人権尊重の視点に立った施策を行うよう努めていただき、この度の鳥取市人権施策基本方針第3次改訂(案)での第4章「さまざまな人権問題への取り組み」の中へ、思想や宗教に関する人権問題を追加していただきたい。 行政自らが人権意識を高く持ち、発行する印刷物や広報物に宗教や思想差別につながりかねない表現がないかを事前にチェックをするような体制をつくっていただきたい。	思想や宗教に関しても人権尊重の基本理念に含まれているものと認識しており、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権施策の推進に努めます。
11	その他	・この度の鳥取市人権施策基本方針第3次改訂(案)での第4章「さまざまな人権問題への取り組み」では思想や宗教に関する人権問題の内容が見当たらないように思います。 ・また、世界人権宣言では、第18条に「すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。」とあります。 ・そこで私は鳥取市に対し、宗教や思想に対する人権の保護も入れるべきだと思ひ要望いたします。	思想や宗教に関しても人権尊重の基本理念に含まれているものと認識しており、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権施策の推進に努めます。

※お寄せいただいたご意見のうち、個人や団体が特定される部分に配慮し公表しています。